## 大好きなお店がんばれキャンペーン規約

■事業名
大好きなお店がんばれキャンペーン（以下、本キャンペーンといいます）
■事業主体
世田谷区商店街振興組合連合会（以下、当会といいます）
■キャンペーン対象期間
令和３年１１月１日から令和４年１月３１日
■特典１
せたがや Pay 加盟店に３万円を給付します。
■特典２
キャンペーン対象期間にせたがや Pay で決済された総額の５％を還元します。
■適用条件
次の条件を満たす場合に特典をお支払いします。
○中小企業基本法上の中小企業者（小規模企業者・個人事業主も含む）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人、医療法上の医療法人又は社会福祉法上の社会福祉法人であること
※事業規模に応じ個別に判断させていただくことがあります。
○キャンペーン対象期間終了日までにキャンペーン参加申込書による申込みもしくはエントリーページから申込みしていること
※同一事業者で複数店舗を登録されている場合、店舗ごとに申込みが必要です。
○申込時に事務局から申込内容に関する疑義照会があった場合、これに応じること
○せたがや Pay 加盟後、せたがや Pay のユーザーがせたがや Pay による決済を申し出た際、これに応じること
○令和４年３月 31 日までせたがや Pay 加盟店であること
※特典を付与した店舗が令和４年３月 31 日までにせたがや Pay 加盟店でなくなった場合、当会が特典として支払った額と同額を返金いただく場合があります。
■特典の上限
特典１　　３万円／１店舗あたり
特典２　１０万円／１店舗あたり
■特典支払い日
キャンペーン対象期間終了後、適用条件を満たした場合に３万円及びキャンペーン期間中のせたがや Pay での決済額の５％を順次一括でお支払いします。
※　令和３年 11 月１日から令和４年１月 31 日までの決済が特典の対象となる決済です。
※キャンペーン対象期間中に予算上限に達した場合、令和３年 11 月１日から上限に達した日までを支払いの対象期間とします。
※　システム上の都合等により支払い日が遅くなる場合がございます。予めご了承ください。
■その他注意事項
○特典は、せたがや Pay 加盟時に登録した口座へ振り込みます。この振込にかかる手数料の取り扱いは、せたがや Pay 加盟店規約第 13 条に準ずるものとします。
○次の場合は特典を支払いません。また、支払い後発覚した場合は本キャンペーンにより特典として支払った額と同額を返還いただきます。
・適用条件を満たさない場合。
例１:経営の実態がないにもかかわらずそれを偽り給付を受けた場合
例２:取引の実態がない架空の決済を行った場合
例３:自身が経営する店舗での自己決済　　など
・せたがや Pay 加盟店規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがあると当会が判断した場合。
○本キャンペーンの内容および適用条件等を予告なく変更する場合や、本キャンペーンを中止する場合がございます。
○本キャンペーンは区内中小企業の経営の持続化に寄与することを目的に実施していますので、仕入れ、賃金支払いなどの経営資金としてご活用ください。

■中小企業者の定義

| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） | | 小規模企業者 |
|---|---|---|---|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |